

会 議 録

1 会議名

令和元年度第1回上越市人にやさしいまちづくり推進会議

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 会長・副会長の選任について（公開）
- (2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和元年度実施計画進捗状況について（公開）
- (3) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画（案）について（公開）
- (4) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針変更案について（非公開）

3 開催日時

令和元年10月2日（水）午前10時から正午まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5 傍聴人の数

2人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：青木 美由紀、井部 辰男、植木 昇、熊木 輝美、佐藤 邦代、
田村 治、チャールズ・ストラットン、藤井 和子、堀川 敏子、
松本 明、宮崎 朋子、山岸 栄一、山岸 実
- ・ 事 務 局：共生まちづくり課 渡邊課長、佐藤副課長、古川共生係長
- ・ 関 係 課：広報対話課 五十嵐課長、文化振興課 大友副課長、交通政策課 佐藤
課長、市民安全課 若山副課長、危機管理課 岩崎副課長、自治・地域
振興課 小山係長、男女共同参画推進センター 道場センター長、市民
相談センター・消費生活センター 宮崎所長、福祉課 北島課長、高齢
者支援課 西山副課長、健康づくり推進課 田中課長、地域医療推進室
小林室長、保育課 外立副課長、こども課 宮崎課長、すこやかなくら
し包括支援センター 南雲次長、産業政策課 佐藤課長、道路課 小嶋
副課長、雪対策室 古江室長、建築住宅課 小山課長、学校教育課 手

塚副課長、社会教育課 川上参事、高田図書館 内藤館長、スポーツ推進課 田中課長

7 発言の内容

(1) 会長・副会長の選任について

事務局：上越市人にやさしいまちづくり推進会議規則第2条第2項により、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとされております。適任と考えられる方がおられましたらご推薦いただきたいと思います。いかがでしょうか。

<声なし>

事務局：特にご推薦が無いようですので、事務局の案をご提案させていただくことでよろしいでしょうか。

<異議なし>

事務局：会長には、上越教育大学教授の藤井和子委員、副会長には、上越市社会福祉協議会の大山真鶴佳委員からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

事務局：それでは、会長を藤井和子委員、副会長を大山真鶴佳委員に決定いたしました。当推進会議規則第3条により、以後の進行は、藤井会長にお願いします。

(2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和元年度実施計画進捗状況について 会長：「第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和元年度実施計画進捗状況について」事務局は説明をお願いします。

<事前配付資料1、当日配付資料1に基づき事務局説明>

松本委員：病気等で障害を受け、最終的に退院していくときに、ソーシャルワーカーが関係者を集めて相談会を実施するという形が本来行われています。ただ現状をお聞きすると、退院のときに、今後どういう支援を受けられて、どこに相談に行けばよいのか病院では聞いていないため、分からないというご家族の方がおられる現状がある点について、今後どういう対応をされていくのかお聞かせください。

福祉課 北島課長：市では、ソーシャルワーカーからお声掛けをいただいて、福祉課

の職員が相談会に参加する形になっていると思います。そのときに、例えば、生活に困窮しているため医療費を支払うことができないといった事情がある場合、生活保護のケースワーカーなど、適切な職員を派遣して、きちんと相談に応じております。

青木委員：目標を達成できなかった地域コミュニティ活動サポート事業について、ニーズがなかったからなのか、周知が足りなかったからなのかお聞かせください。

共生まちづくり課 渡邊課長：すべての町内会に文書をお出しして募集を行っているところでありますが、実は、県も同様の事業を行っております。市の事業は、町内会の話合いを支援する人を派遣するものであり、県の方は、より専門的な立場から意見を述べられる方を派遣するというもので、当市から2件採択されており、こういったことの影響もあるかと考えております。

山岸（実）委員：ユニバーサルデザインについて、新しい建物は、事前に様々な団体の意見を聞いて建設されていると思いますが、古い建物は、障害者にとって不便だと思うところがいくつかあります。例えば、文化会館の入口の玄関扉が重いため、車椅子の利用者やお子さんたちには開けるのが難しいということがありますので、1か所は自動ドアを設置してほしいと思っています。

共生まちづくり課 渡邊課長：既存の建物の修繕については、担当課から修繕計画が出てきたときに、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に適合しているかどうかを確認しながら進めております。

文化振興課 大友副課長：文化会館につきましては、昭和50年代前半の建物で、建築から40年以上経過している施設になります。このため、ユニバーサルデザインに対応できていないところがありますが、例えば、昨年度は、2階のトイレをシャワー式にするなど、限られた予算の中で、できるところから順次改修に取り組んでいるところであります。

佐藤委員：事前配付資料8ページの「高齢者福祉の推進」について実施状況の評価がよくない事業の原因はどのようなところにあるのかお聞かせください。

高齢者支援課 西山副課長：「高齢者福祉の推進」に関する事業のうち、No.41の「ス

ポーツ大会や作品展等の開催」については、老人クラブ連合会と連携しながら実施しているところではありますが、参加者数が目標を下回る見込みであるため、「ほぼ達成」と評価としています。

佐藤委員：事前配付資料のNo.63について、私たち老人クラブ連合会でも独居老人や引きこもりの方など、様々なイベントや会合に出てこない人たちへの声掛け運動を行ってきています。民生委員の方たちや市ではどのような見守りを行っているのかお聞かせください。

高齢者支援課 西山副課長：市全体の取組といたしましては、高齢者見守りネットワーク会議という組織があり、民生委員、町内会長、老人クラブの方からも出席いただいた中で、高齢者、障害者を含め、地域を見守っていくための取組について協議を行っています。また、各地域にある地域包括支援センターでは、地域の民生委員や老人クラブ等から出席いただく地域ケア会議を実施し、地域での見守り体制を検討しています。さらに、今年度、柿崎区では、一人暮らしの方に何かあったときのために、民生委員や警察、消防等の連絡先が分かるようなチラシを配布しています。

熊木委員：No.4の女性相談について、現行の相談時間は、勤めている人には相談しづらいのではないかと思います。次に、No.14の就学補助について、学用品の購入費とあるのは物品の支給なのか、給食費は、学校へ直接支払っているのかお聞かせください。次に、No.76の除雪費用の助成について、老人2人世帯は対象にならない、親子2人の場合は、親が80代であっても対象にならないと聞いたことがあります。バスやタクシー券の補助も同様で、そうすると、家族が会社を休んで、親を病院に連れて行くこととなりますが、そのあたりについてお考えをお聞かせください。

男女共同参画推進センター 道場センター長：女性相談については、当初は、月曜から土曜の午前9時から午後5時まででしたが、働いている方もいらっしゃるということで、比較的相談件数の多い火曜日に限り、電話相談を午後7時まで延長しているという状況であります。ほかにメールでの相談予約も受け付けていますし、相談時間内ではありませんが、公共機関に出向いての出張相談も行っております。

学校教育課 手塚副課長：No.14の児童生徒の就学援助制度について、ご説明します。

就学援助制度については、学校基本法に基づき、所得の少ない方のお子さんの就学を支援しながら教育の機会均等を図っていくという目的で行っている事業であります。対象については、要保護世帯と準要保護世帯の二つに分かれます。要保護世帯については、生活保護並びに市町村民税非課税世帯が対象になります。こちらについては、生活保護費の方から就学支援が行われていますが、修学旅行費や、学校で行う健診で引っ掛かったお子さんの医療費については、私どもの制度で助成しています。次に、準要保護世帯については、生活保護並びに非課税世帯ではないけれど、生活保護基準の1.3倍のご家庭に対しても、同様に支援を行っています。私どもの制度につきましては、経費については地方交付税で措置されておりますけれど、いわゆる自治事務ということで、市独自の事業として行っております。費用につきましては、学用品費のほか、修学旅行費や給食費、それから児童会やPTA会費等も対象になっています。支給方法は、年3回の学期ごとに現金支給しています。なお、給食費については、今年度から仕組みを変えて、私どもの方から直接、市の口座に入金するような形になっております。最後に、この9月の議会におきまして補正予算を組み、各単価の増額並びに卒業アルバムも対象にするといった費目の追加を行ったところであります。

高齢者支援課 西山副課長：No.76の除雪費用の助成については、一人暮らし高齢者のほか、65歳以上の高齢者のみ世帯も対象としています。ほかにも、父子家庭や母子家庭、障害者世帯なども条件に合致すれば対象としています。タクシー券については、高齢者外出支援助成事業で助成を行っています。75歳以上の一人暮らし高齢者、65歳以上の高齢者世帯に属する75歳以上の方等が対象になりますが、あくまでも車を所有していない世帯等を対象としています。この事業は、閉じこもりや認知症予防のため、タクシー券を使っての外出を促すことを目的に、年間9千円分を補助しています。ただ昨年、利用者アンケートを行ったところ、通院目的の利用が多かったことから、タクシー券のあり方について現在、検討を行っているところであります。

山岸（栄）委員：外国人に関する事業は、No.6の外国人相談、No.10の日本語教室とNo.12

の多言語での広報がありますが、市全体の外国人の中で困っている人はいないと考えてよいのか、それとも把握できていないだけなのか認識をお聞かせください。

共生まちづくり課 渡邊課長：当市には、7月末現在、1,583人の外国人が生活されており、実施計画の取組以外にも、上越国際交流協会と連携しながら、通訳ボランティアの育成や生活日本語教室など、様々な事業に取り組んでいるところであります。また、外国人市民が増えている状況もありますので、庁内連携会議を立ち上げた中で取組を進めていきたいと考えているところであります。

山岸（栄）委員：特に問題となっている就学できない外国人は上越市にはいないと理解してよろしいでしょうか。

学校教育課 手塚副課長：就学できないという状況は確認しておりません。必ず学校に入学した上で、日本語支援ボランティアから学校に入ってもらって、生活に必要な日本語やルール、文化や生活に関する指導を行っております。また、これに応じて、県の方でも加配の教員を付けて対応しているという状況であります。

(3) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画（案）について

会長：「第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画（案）について」事務局は説明をお願いします。

<事前配付資料1、当日配付資料1に基づき事務局説明>

宮崎委員：No.60の地域コミュニティ活動サポート事業について、応募がないためC評価となっておりますが、高齢の町内会の皆さんの場合、今後ますます消極的になると思われるので、目標を団体数ではなく、満足度や充実度にした方がよいのではないかと思います。

共生まちづくり課 渡邊課長：満足度という評価指標もありますが、この事業を活用して、話合いに取り組んでいただきたい町内会も現にありますので、今後も声掛けに努めたいと考えています。

宮崎委員：No.71の防災士について、私たち市民も防災や防犯、減災について知識を深めていく必要があると思っています。この防災士養成講座は、ある限

られた条件の人だけが対象だと思いますが、今後、一般市民がその講座を受けたときに補助対象になるといったことが将来的に考えられるかお聞かせください。

市民安全課 若山副課長：現在、市内には577人の防災士がいます。阪神淡路大震災を契機に、自分たちの身は自分たちで守ろうということで、自主防災組織が立ち上げられている中で、防災士の重要性が高まっていたため、その養成を行ってきたところでもあります。このように自主防災組織と関連があり、町内会からの推薦に基づいて行っている制度ですので、現在のところ、一般市民どなたでもということではないと考えています。

熊木委員：No.66の安全メールによる情報発信について、携帯電話やスマートフォンを持っていない人たちは、市が貸し出している防災ラジオでの対応なのか、それともそれ以外で全員に周知する方法はあるのでしょうか。

市民安全課 若山副課長：安全メールについては、8月末現在で約1万2,300人の登録があり、昨年度に比べ約900人増えています。昨今の状況を見ますと、1人1台携帯電話を持っている時代ですので、引き続き安全メールを広げていきたいと思っておりますが、携帯電話を持っていない人への情報発信につきましては、今後も研究していく必要があると思っております。

危機管理課 岩崎副課長：防災関係の市民への周知方法としては防災行政無線があり、合併前上越市では防災ラジオで、13区では戸別受信機で防災情報の周知を行っています。そのほかに、消防団活動を行う上で消防団長から団員に周知する消防団メールという連絡システムもあります。携帯電話やスマートフォンを持っていない人たちに防災情報を伝えるという課題に対しては、地域住民や消防団の方々が声掛けや避難誘導を行いながら、地域で守るということも大事かと思っておりますので、通信機器にかかわらず、人の声による助け合いの広がりを作っていきたいと考えています。

チャールズ委員：No.2のカウンセラーについて、現在、市に何人いるのでしょうか。また、カウンセリングの結果、問題解決につながったかお聞かせください。それと、先ほどの日本語支援ボランティア頼りではなく、プロフェッショナルな日本語の講師が学校に来る予定はあるかお聞かせください。

学校教育課 手塚副課長：学校訪問カウンセラーの数につきまして、学校教育課

には教育センターという機関があり、そこでは相談業務に長けている人を10人雇用し、小学校50校を巡回訪問しています。中学校22校につきましては、県のカウンセラーが対応していますし、本年度から県も拡充いたしまして、希望する小学校に、県のカウンセラーが訪問しているということであり、訪問体制は年々充実しているにとらえています。カウンセリングの結果につきましては、1回でカウンセリングが終了するというケースもありますが、複数回にわたる場合、また、いじめや不登校など、カウンセラーではなかなか対応できない場合もあります。そのような場合は、ジャスト（JAST）、上越あんしんサポートチームが、学校の先生やカウンセラーとケース会議を持ちながら、きめ細かな対応を行っています。ただ不登校は非常に増えており、いじめも若干増えている状況にあります。また、家庭環境や本人の特性の関係で非常に長期化しているケースが多く、ジャストの昨年度の解消率は54%程度と伸び悩んでいます。このため、場合によっては、市のすこやかなくらし包括支援センターとも連携しながら対応に当たっているという状況であります。

次に、日本語支援につきましては、上越国際交流協会から協力いただきながら、大体30回を基準に日本語支援を行っています。ただ非常に外国人が増えていますので、日本語や日本のルールを習得した上で入学できるような方策を検討しています。また、学校生活においても、やはり授業が分からないと学校へ行っても楽しくありませんので、そうした点につきましては、支援員の配置も検討しているところであります。

青木委員：No.57について、市では、ファミリーヘルプ保育園のほかに、オーレンブラザこどもセンターでも一時預かりを実施していると思いますが、記載がないのはなぜかお聞かせください。それから、来年度の計画で、一時預かり等は今年度の実績見込みよりも数を増やされていますが、病児・病後児保育室については、数がそのままになっています。核家族が増え、働いているおじいちゃん、おばあちゃんが増える中で、病児・病後児保育室のニーズは今後ますます高まってくると思うのですが、この数が据え置きなのはなぜかお聞かせください。

保育課 外立副課長：まず、一時預かりについてですが、ここでは、公立保育園

16園と私立保育園4園で行っている一時預かりを挙げています。オーレンプラザで行っている部分についてはお示ししておらず、記載漏れでした。申し訳ありません。また、病児・病後児保育室については、私たちも職員の確保に手を尽くしていますが、施設の体制の面で、地域医療推進室とも相談を重ねながら試行錯誤している状況であります。今後、利用者が増えていくことは十分承知しており、職員を配置するという考えもあると思いますが、来年度に向けて具体的に構築していきたいと思っております。

山岸（栄）委員：No.71の「自主防災活動の推進」について、今年度、仲町6丁目町内会の防災訓練の際、どうすれば住宅を壊れないように改修できるかというセミナーの講師として伺いました。特に、木造密集地域の町内会が耐震改修に取り組めるようにしていただきたいと思っております。具体的には、実施計画の中に、耐震改修促進の講師派遣というようなメニューがあって、私たち建築士会や建築住宅課が行って、耐震改修の必要性や方法について一般の皆さんに説明できればよいと思っております。もう一つ、No.81の「民間施設におけるユニバーサルデザインの推進」について、来年度の目標が適合率55%と、今年度の目標よりかなり上がってはいますが、民間の建物ですべて適合させることが難しいことは理解するものの、是非とも100%を目標に、私たち設計者団体としても頑張りますので、市としてもインセンティブとなる補助金を将来的に作るような道筋について考えてほしいと思っております。

市民安全課 若山副課長：1点目の自主防災組織の訓練の関係については、建築住宅課に伝えたいと思っております。

共生まちづくり課 渡邊課長：2点目については、民間施設について適合率100%というのは非常に難しいところですが、引き続き窓口におきまして、適合に向けた指導・助言を行っていきたくと考えております。

松本委員：災害が起きて、「避難所」という言葉を使っても、外国人には理解されない。外国語を話せる方が近くにいれば問題ありませんが、日本語を話せる人しかいない地域に外国人が来たときのことを考えたとき、外国人に日本語を教えるだけではなく、日本人が外国語を学ぶのは年齢によっては難しいので、“やさしい日本語”を日本人に教えるということにも取り

組んでいってはどうかと思います。もう一点は、中学生になると、職場体験があります。良いことだと思うのですが、大学まで通うと、ほとんど上越に戻ってこない中、人口を確保するための取組として、中学生や高校生で上越に就職したいという人たちに、例えば、上越でどういう仕事があるのかということとはもとより、自分にとって不足しているものは何かといった仕事に対する適正を知る機会があればいいと思います。そういう機会を通じ、自分はこれに向いているのか、でも、これをやりたから、そのためには、ここを努力しなければいけないという形で教えていくことも必要ではないかと思っています。次は、No.37に関連して、上越市は、近隣の市町村に比べ、介護保険料が値上がりしている状況にありますので、事前に介護が必要にならない状態を作ることによって経費を抑え、介護保険料を下げても考えていただけたらと思います。最後に、平成31年3月に洪水ハザードマップが配布されましたが、地域によっては10数年前の地図が使われていたり、あるいは、地下歩道の位置が全く違っていたりしています。近所の人たちは分かっていると思いますが、更新時にはチェックしていただくと非常に助かります。

共生まちづくり課 渡邊課長：最初の“やさしい日本語”に関するご提案について、外国人と接する日本人の方に対しても、そのような取組ができるよう対策を考えていきたいと思っています。

学校教育課 手塚副課長：職場体験の実施に当たりまして、商工会議所と学校の関係者が集まって実行委員会を組織し、受入体制や指導体制について十分連携を取りながら進めています。この事業につきましては、あくまでもキャリア教育の一環であり、勤労観をいかに持たせるかということで、職業選択というところまでねらいとはしておりません。これにつきましては、高校以上のインターンシップの領域になります。ただし、商工会議所の方からは、人手が不足している業種を中学生の皆さんに体験してもらいたいということで、安全に十分配慮した上で、主に建設業関係の現場の実体験も行っているところでもあります。引き続き、商工会議所と連携を取りながら、事業の拡充を図っていきたいと思っています。

高齢者支援課 西山副課長：介護保険料につきましては、介護保険事業計画で月額

の保険料を決めており、令和3年度からの次期計画における保険料については、介護サービスをどれくらい供給するか等を精査しながら決めることとなります。介護の認定を受けて介護サービスを使う人が増えている中で、介護が必要にならないための取組として、No.38の地域支え合い事業を実施し、介護予防教室や認知症関係の事業を行っているところであります。

危機管理課 岩崎副課長：洪水ハザードマップについて、洪水ハザードマップを作成する際には、最新の地図情報をベースに、地域の皆さんとワークショップ等を通じて確認しながら作成していますが、ご指摘のような箇所が分かりましたら、個別に対応させていただきます。

(4) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針変更案について

<非公開>

会 長：本日は、様々なご意見、ご提案をいただきました。事務局には、今後の取組の参考としていただくこととし、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

事 務 局：次回の会議は来年2月頃を予定しており、日程については後日ご連絡いたします。

8 問合せ先

自治・市民環境部共生まちづくり課

TEL：025-526-5111（内線 1396） E-mail：kyousei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。